

平成 2 7 年

第 4 回 定 例 教 育 委 員 会

我孫子市教育委員会



## 平成 27 年第 4 回 定例 教育 委員会 日程

日 時 平成 27 年 4 月 28 日（火） 午後 2 時から

場 所 教 育 委 員 会 大 会 議 室

日程第 1 会 議 録 署 名 委 員 の 指 名  
足 立 俊 弘

日程第 2 議 案

議案第 1 号 我孫子市教育支援委員会委員の委嘱について  
(指導課)

議案第 2 号 我孫子市教育支援委員会専門委員の委嘱について  
(指導課)

議案第 3 号 我孫子市幼保小連携協議会設置要綱の一部を改正する  
告示の制定について (指導課)

議案第 4 号 我孫子市民体育館の設置及び管理に関する条例の一部を  
改正する条例の制定について (文化・スポーツ課)

議案第 5 号 我孫子市通学区域審議会委員の委嘱について  
(学校教育課)

日程第 3 諸 報 告

## 目 次

議案第 1 号	我孫子市教育支援委員会委員の委嘱について	・ ・ ・ ・ 1
議案第 2 号	我孫子市教育支援委員会専門委員の委嘱について	・ ・ ・ ・ 4
議案第 3 号	我孫子市幼保小連携協議会設置要綱の一部を改正する告示の 制定について	・ ・ ・ ・ 7
議案第 4 号	我孫子市民体育館の設置及び管理に関する条例の一部を改正 する条例の制定について	・ ・ ・ ・ 12
議案第 5 号	我孫子市通学区域審議会委員の委嘱について	・ ・ ・ ・ 14

議案第 1 号

我孫子市教育支援委員会委員の委嘱について

我孫子市教育支援委員会委員を次のとおり委嘱する。

平成 27 年 4 月 28 日提出

我孫子市教育委員会

教育長 倉 部 俊 治

提案理由

我孫子市教育支援委員会委員の一部委員が任期途中の人事異動により欠員になることに伴い、我孫子市教育支援委員会条例第 3 条に基づき、後任の委員を委嘱するため、提案するものです。

我孫子市教育支援委員会委員候補者

委 嘱 期 間      平成27年4月1日から平成28年9月30日まで  
(前任者の残任期間)

委 嘱 年 月 日      平成27年4月1日

委 嘱 人 数      6人

NO	選出区分	氏名	所属
1	第2号 委員 (小、中学校長代表)	相本 政秀	我孫子第二小学校長
2	第4号 委員 (特別支援学級担任代表)	小又 寿子	湖北台西小学校教諭
3	第4号 委員 (特別支援学級担任代表)	金子 道子	我孫子第二小学校教諭
4	第5号 委員 (児童相談所職員)	鎌倉 和子	柏児童相談所長
5	第6号 委員 (特別支援学校等職員)	落合 繁夫	我孫子特別支援学校長
6	第8号 委員 (教育委員会事務局職員)	水戸 勝英	教育研究所長

## 我孫子市教育支援委員会委員

NO	選出区分	氏名	所属	備考
1	第1号 委員 (医師代表)	中川 宗一	中川小児科医院	
2		大串 博章	大串小児科医院	
3		鈴木 大雅	すずきこどもクリニック	
4	第2号 委員 (小, 中学校長代表)	相本 政秀	我孫子第二小学校長	新任
5		石井 美文	布佐中学校長	
6	第3号 委員 (保健主事代表)	三門 光子	並木小学校教諭	
7	第4号 委員 (特別支援学級担任代表)	小又 寿子	湖北台西小学校教諭	新任
8		金子 道子	我孫子第二小学校教諭	新任
9	第5号 委員 (児童相談所職員)	鎌倉 和子	柏児童相談所長	新任
10	第6号 委員 (特別支援学校等職員)	落合 繁夫	我孫子特別支援学校長	新任
11		藤原 美恵子	松戸特別支援学校教諭	
12	第7号 委員 (福祉関係職員)	廣瀬 徳明	こども発達センター所長	
13	第8号 委員 (教育委員会事務局職員)	丸 智彦	教育総務部参事	
14		水戸 勝英	教育研究所長	新任

※任期は平成28年9月30日まで

議案第 2 号

我孫子市教育支援委員会専門委員の委嘱について

我孫子市教育支援委員会専門委員を次のとおり委嘱する。

平成 27 年 4 月 28 日提出

我孫子市教育委員会

教育長 倉 部 俊 治

提案理由

我孫子市教育支援委員会専門委員の任期満了に伴い、我孫子市教育支援委員会条例第 7 条に基づき、我孫子市教育支援委員会専門委員を委嘱するため、提案するものです。



我孫子市教育支援委員会専門委員候補者

委 嘱 期 間 平成 2 7 年 4 月 1 日 から 平成 2 8 年 3 月 3 1 日 まで

委 嘱 年 月 日 平成 2 7 年 4 月 1 日

委 嘱 人 数 2 8 人

No.	所属名	分掌等	氏名	備考
1	我孫子一小	・特別支援学級担任 ・コーディネーター	伊藤 由美	新任
2	我孫子二小	・第4号委員兼任	金子 道子	再任
3	我孫子三小	・特別支援学級担任 ・コーディネーター	猪越 優子	再任
4	我孫子四小	・特別支援学級担任 ・コーディネーター	新城 絵里圭	新任
5	湖北小	・特別支援学級担任 ・教育相談 ・人権教育	河野 聖子	新任
6	布佐小	・特別支援学級担任 ・コーディネーター	熊田 久美	新任
7	湖北台西小	・第4号委員兼任	小又 寿子	新任
8	高野山小	・特別支援学級担任 ・コーディネーター	榎本 律子	再任
9	根戸小	・特別支援学級担任 ・コーディネーター	佐藤 慶子	再任
10	湖北台東小	・特別支援学級担任 ・コーディネーター	日渡 あゆみ	新任
11	新木小	・特別支援学級担任 ・コーディネーター	高橋 澄子	新任

12	並木小	・言語（通級指導） ・コーディネーター	荒井 眞由美	再任
13	布佐南小	・特別支援学級担任 ・コーディネーター	増井 隆子	新任
14	我孫子中	・特別支援学級担任	高畑 翔一	新任
15	湖北中	・特別支援学級担任 ・コーディネーター	大谷 竜司	新任
16	布佐中	・特別支援学級担任 ・コーディネーター	芝田 泰典	再任
17	湖北台中	・特別支援学級担任 ・コーディネーター	石引 由起子	再任
18	久寺家中	・特別支援学級担任	大西 生子	新任
19	白山中	・特別支援学級担任 ・コーディネーター	鶴田 真一郎	再任
20	我孫子特別支援学校	我孫子特別支援学校教諭	飯國 泉	再任
21	こども発達センター	こども発達センター作業療法士	上田 和代	再任
22	こども発達センター	こども発達センター理学療法士	根上 政子	新任
23	教育研究所	教育研究所心理相談員	守屋 智子	再任
24	教育研究所	教育研究所心理相談員	田所 由紀子	再任
25	教育研究所	教育研究所心理相談員	小林 眞智子	再任
26	教育研究所	教育研究所心理相談員	石井 いずみ	新任
27	教育研究所	教育研究所心理相談員	石井 雅浩	新任
28	教育研究所	教育研究所心理相談員	音田 麻子	新任

## 議案第 3 号

我孫子市幼保小連携協議会設置要綱の一部を改正する告示の制定について

我孫子市幼保小連携協議会設置要綱の一部を改正する告示を次のとおり制定する。

平成 27 年 4 月 28 日提出

我孫子市教育委員会

教育長 倉 部 俊 治

### 提案理由

めばえの森認定こども園が認定こども園からめばえ幼稚園及びめばえの森保育園に移行したことに伴い、我孫子市幼保小連携協議会の構成機関にめばえ幼稚園及びめばえの森保育園を追加するとともに、認定こども園に関する文言を削除するため、提案するものです。

我孫子市幼保小連携協議会設置要綱の一部を改正する告示

我孫子市幼保小連携協議会設置要綱（平成24年教育委員会告示第6号）の一部を次のように改正する。

改正後				改正前																																					
<p>(任務)</p> <p>第2条 協議会の任務は、幼児期から児童前期までを一つの成長期と捉え、幼稚園、保育園及び小学校（以下「幼保小」という。）が連携して、教育の円滑な移行を推進するための施策について協議し、及び検討することとする。</p> <p>(構成)</p> <p>第3条 協議会は、別表第1に掲げる幼稚園、保育園及び小学校で構成する。</p> <p>別表第1（第3条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">地区</th> <th colspan="3">構成機関</th> </tr> <tr> <th>小学校</th> <th>幼稚園</th> <th>保育園</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>我孫子北地区</td> <td>根戸小学校</td> <td>二階幼稚園</td> <td>根戸保育園</td> </tr> <tr> <td></td> <td>並木小学校</td> <td>つくしの幼稚園</td> <td>つくしの保育園</td> </tr> </tbody> </table>				地区	構成機関			小学校	幼稚園	保育園	我孫子北地区	根戸小学校	二階幼稚園	根戸保育園		並木小学校	つくしの幼稚園	つくしの保育園	<p>(任務)</p> <p>第2条 協議会の任務は、幼児期から児童前期までを一つの成長期と捉え、幼稚園、保育園、<b>認定こども園</b>及び小学校（以下「幼保小」という。）が連携して、教育の円滑な移行を推進するための施策について協議し、及び検討することとする。</p> <p>(構成)</p> <p>第3条 協議会は、別表第1に掲げる幼稚園、保育園、<b>認定こども園</b>及び小学校で構成する。</p> <p>別表第1（第3条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">地区</th> <th colspan="4">構成機関</th> </tr> <tr> <th>小学校</th> <th>幼稚園</th> <th>保育園</th> <th>認定こども園</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>我孫子北地区</td> <td>根戸小学校</td> <td>二階幼稚園</td> <td>根戸保育園</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>並木小学校</td> <td>つくしの幼稚園</td> <td>つくしの保育園</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>				地区	構成機関				小学校	幼稚園	保育園	認定こども園	我孫子北地区	根戸小学校	二階幼稚園	根戸保育園			並木小学校	つくしの幼稚園	つくしの保育園	
地区	構成機関																																								
	小学校	幼稚園	保育園																																						
我孫子北地区	根戸小学校	二階幼稚園	根戸保育園																																						
	並木小学校	つくしの幼稚園	つくしの保育園																																						
地区	構成機関																																								
	小学校	幼稚園	保育園	認定こども園																																					
我孫子北地区	根戸小学校	二階幼稚園	根戸保育園																																						
	並木小学校	つくしの幼稚園	つくしの保育園																																						

		園	園	ぼ	け
				っ	と
				ラ	ン
				ド	あ
				び	こ
				保	育
				園	園
我孫子地区	我孫子第一小学校	ひかり幼稚園 <b>めえ幼稚園</b>	かき幼稚園 <b>えの森幼稚園</b>	緑寿育園 <b>えの森育園</b>	保寿育園 <b>えの森育園</b>
我孫子第四小学校	我孫子第四小学校		アジリ保育園 <b>えの森育園</b>	アジリ保育園	
天王台地区	我孫子第二小学校	湖北白ら幼稚園	東白ら幼稚園	あこ育園	
	我孫子第三小学校	エデル幼稚園	柏保園	鳳育園	
			天王	天王	

		園	園	ぼ	け
				っ	と
				ラ	ン
				ド	あ
				び	こ
				保	育
				園	園
我孫子地区	我孫子第一小学校	ひかり幼稚園	かき幼稚園	緑寿育園	保寿育園
	我孫子第四小学校			アジリ保育園	
天王台地区	我孫子第二小学校	湖北白ら幼稚園	東白ら幼稚園	あこ育園	
	我孫子第三小学校	エデル幼稚園	柏保園	鳳育園	
			天王	天王	

	高野 山小 学校		台双 葉保 育園 川村 学園 女子 大附 保属 園育 天王 台さ くら 保育 園
湖 北 湖 北 台 地 区	湖 北 小 学 校 湖 北 台 西 小 学 校 湖 北 東 小 学 校	若 草 幼 稚 園 湖 北 台 西 幼 稚 園	湖 北 保 育 園 湖 北 保 育 園 愛 育 園 絃 育 園 つ め 保

	高野 山小 学校		台双 葉保 育園 川村 学園 女子 大附 保属 園育 天王 台さ くら 保育 園
湖 北 湖 北 台 地 区	湖 北 小 学 校 湖 北 台 西 小 学 校 湖 北 東 小 学 校	若 草 幼 稚 園 湖 北 台 西 幼 稚 園	湖 北 保 育 園 湖 北 保 育 園 愛 育 園 絃 育 園 つ め 保

			育園
新 木 布 佐 地 区	新 木 小 学 校 布 佐 小 学 校 布 佐 南 小 学 校	わ だ 幼 稚 園 布 佐 台 稚 園	布 佐 宝 保 育 園 双 葉 保 育 園 禮 和 保 育 園

別表第3（第6条関係）

地区の小学校長又は当該小学校長が指定する教職員 地区の幼稚園長又は当該幼稚園長が指定する教職員 地区の保育園長又は当該保育園長が指定する保育士

			育園
新 木 布 佐 地 区	新 木 小 学 校 布 佐 小 学 校 布 佐 南 小 学 校	わ だ 幼 稚 園 布 佐 台 稚 園	布 佐 宝 保 育 園 双 葉 保 育 園 禮 和 保 育 園

別表第3（第6条関係）

地区の小学校長又は当該小学校長が指定する教職員 地区の幼稚園長又は当該幼稚園長が指定する教職員 地区の保育園長又は当該保育園長が指定する保育士 **地区の認定こども園長又は当該認定こども園長が指定する保育士**

## 附 則

この告示は、公示の日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

議案第 4 号

我孫子市民体育館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

我孫子市民体育館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成 27 年 4 月 28 日提出

我孫子市教育委員会

教育長 倉 部 俊 治

提案理由

市民のスポーツ活動及び振興をより図ることを目的として、体育館の休館日を短縮するため、議会へ上程されるよう市長に依頼するものです。



我孫子市民体育館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

我孫子市民体育館の設置及び管理に関する条例（昭和61年条例第21号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>（休館日）</p> <p>第6条 体育館の休館日は、次のとおりとする。ただし、教育委員会が必要があると認めたときは、臨時に休館し、又は開館することができる。</p> <p>（1） 略</p> <p>（2） 1月1日から<u>同月3日</u>まで及び12月29日から同月31日まで</p>	<p>（休館日）</p> <p>第6条 体育館の休館日は、次のとおりとする。ただし、教育委員会が必要があると認めたときは、臨時に休館し、又は開館することができる。</p> <p>（1） 略</p> <p>（2） 1月1日から<u>同月4日</u>まで及び12月29日から同月31日まで</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 5 号

我孫子市通学区域審議会委員の委嘱について

我孫子市通学区域審議会委員を次のとおり委嘱する。

平成 27 年 4 月 28 日提出

我孫子市教育委員会

教育長 倉 部 俊 治

提案理由

平成 28 年度からの通学区域に関する事項を審議会に諮問するにあたり、我孫子市通学区域審議会条例第 2 条に基づき、新たに委員を委嘱するため、提案するものです。

我孫子市通学区域審議会委員候補者

委嘱期間 平成27年5月8日から審議終了まで（27年7月予定）

委嘱年月日 平成27年5月8日

委嘱人数 11人

No.	選出区分	氏名	所属
1	1号委員 知識経験を有する者	青木 章	我孫子市副市長
2		芹澤 一夫	我孫子市企画財政部長
3		猪瀬 義明	川村学園女子大学教育学部教授
4	2号委員 学校長の代表	直井 淳	我孫子第四小学校長
5		山宮 文昭	根戸小学校長
6		上野 茂	布佐南小学校長
7		市之瀬 啓之	久寺家中学校長
8		高橋 秀彦	白山中学校長
9	3号委員 PTAの代表	野村 勝彦	我孫子第四小学校 PTA 副会長
10		渡邊 恭子	根戸小学校 PTA 会長
11		新堀 都	布佐南小学校保護者代表

## 我孫子市通学区域審議会条例

## (設置)

第1条 我孫子市教育委員会（以下「教育委員会」という。）に、本市小中学校通学区域の適正を期するため、諮問機関として我孫子市通学区域審議会（以下「審議会」という。）を置く。

## (委員)

第2条 審議会は、非常勤の委員（以下「委員」という。）15人以内で組織し、次の各号に掲げる者のうちから必要の都度教育委員会が委嘱する。

- (1) 知識経験を有する者
- (2) 学校長の代表
- (3) P T Aの代表

2 委員は、当該諮問にかかる審議が終了したときは、解任されるものとする。

## (会長及び副会長)

第3条 審議会に会長及び副会長1人を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選による。
- 3 会長は会務を統理し、会議の議長となる。
- 4 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。

## (会議)

第4条 審議会の会議は、会長が招集する。

- 2 審議会の会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

## (意見の聴取)

第5条 審議会は、必要に応じて当該地域住民の意見を求めることができる。

## (庶務)

第6条 審議会の庶務は、教育委員会の定める機関において処理する。

## (委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営その他必要な事項については、教育委員会が別に定める。

附 則

この条例は、昭和 49 年 4 月 1 日から施行する。